

平成23年第9回涌谷町議会定例会（第4日）

平成23年9月28日（水曜日）

議事日程（第4号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 議案第54号の質疑、討論、採決

1. 議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 同意第7号の上程、説明、質疑、採決

1. 常任委員会の調査報告

1. 涌谷町国民健康保険病院改革調査特別委員会最終報告の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 平成23年東日本大震災対策調査特別委員会最終報告の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議発第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議発第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 請願・陳情

1. 委員会の閉会中の継続調査・審査について

1. 閉 会

午前10時00分開議

出席議員（14名）

1番	杉浦謙一君	3番	大平義孝君
4番	安部元彦君	5番	伊藤雅一君
6番	門田善則君	7番	鈴木英雅君
8番	大泉治君	9番	菅原富士郎君
10番	長崎達雄君	11番	遠藤积雄君
12番	木村正義君	13番	笹木健一君
14番	加藤紀君	15番	大橋信夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	安部周治君	総務企画課参事	菅原孝治君
総務企画課参事 兼課長	城口貴志生君	町民税務課参事 兼課長	安部政志君
町民税務課 統括主幹 兼危機管理室長	高橋宏明君	町民医療福祉センター 副センター長 兼総務管理課長	佐々木敏雄君
町民医療福祉センター 健康福祉課長	佐々木忠弘君	産業振興課長	平塚盛茂君
商工観光室長	小野寺和敏君	建設水道課参事 兼課長	村上芳行君
建設水道課 統括主幹	澤田勝治君	会計管理者 兼会計課長	大友信一君
教育委員会教育長	木村達夫君	教育文化課長	高橋勝一君
教育文化課 統括主幹	三塚尚登君	教育文化課 統括主幹	川口美恵子君
農業委員会会長	佐竹榮一君		

事務局職員出席者

事務局長	高橋正幸	総務班長	今野博行
主任	金山みどり		

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長(大橋信夫君) 皆さん、おはようございます。

今議会もいよいよ最終日となりました。

皆様方には、はりきってよろしくお願い申し上げます。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長(大橋信夫君) 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりです。

○議長(大橋信夫君) 日程に入ります。

○議長(大橋信夫君) お諮りいたします。

議案第54号 平成23年度涌谷町一般会計補正予算(第4号)の審議の途中ですが、質疑を留保し、日程の順序を変更し、日程第12、教育委員会委員の任命についてを先に審議したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大橋信夫君) 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、日程第12、教育委員会委員の任命についてを先に審議することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時03分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長(大橋信夫君) 再開します。



◎同意第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大橋信夫君) 日程第12、同意第7号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(安部周治君) 改めまして、おはようございます。

諸般により、追加提案の挿入にご配慮いただきまして、議員皆様方に厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、同意第7号、提案の理由を申し上げます。

涌谷町教育委員会委員齋藤紘一氏は、平成23年9月30日をもって退任願が提出され、受理いたしましたので、新たに戸田康子氏を教育委員会委員として任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

同意第7号 教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大橋信夫君） 起立全員であります。

よって、同意第7号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時07分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

ここで、議会の同意を得られました教育委員からごあいさつをいただきます。教育委員戸田康子さん、登壇願います。

○教育委員会委員（戸田康子君） 皆様こんにちは。ただいまご紹介賜りました9の1区の戸田康子でございます。このたび涌谷町長様からご推薦いただき、また、町議会の皆様のご同意をいただきまして、まことにありがとうございました。私は2男2女、4人の母親でございます。これまで子供を育てていく上で多くの問題にぶつかり、そしてとても悩み、そしてたくさんの失敗をしてきました。子供を育てていくということの重みであるとか、あるいは難しさというものをしみじみと感じております。私のこれまでの経験が、教育委員として少しでもお役に立てればというふうに考えております。これから、微力でございますが、全力を尽くして職責を果たしてまいりたいと思いますので、皆様のご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。（拍手）

○議長（大橋信夫君） ありがとうございました。

休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時08分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（大橋信夫君） 再開いたします。



◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 次に、留保しておりました日程第1、議案第54号 平成23年度涌谷町一般会計補正予算（第4号）の質疑を行います。質疑ございませんか。

1番。

○1番（杉浦謙一君） きのう一通り説明を受けまして、今回の災害復旧、道路関係、学校の復旧、校舎の復旧等ありますが、これらの事業は国、県の補助事業なのか、町単独の事業はないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

あと、もう1点は、教育費の文化財保護費でございますけれども、展示用備品購入費、前回3月定例会でも説明いただきましたけれども、この展示物、書状ですけれども、史料館が被災されておりますし、展示する場所というのはどこなのか、ちょっともう1点お聞きしたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 災害復旧の道路でございます。道路につきましては、ここに表示がございますように単独災害でございまして、補助がつかない事業でございます。それから、小学校の方につきましては、災害査定が終わりましたもので補正するもので、こちらは国の補助事業になるものでございます。終わります。

○議長（大橋信夫君） 教育文化課生涯学習担当統括。

○教育文化課統括主幹（三塚尚登君） 伊達安芸公の書状関係でございます。確かに今、史料館が被災しておりますので閉館中でございます。今後査定を受けてからの工事になろうと思いますが、まだその段階ではないんですが、実はこの3月のときにもお話ししましたが、京都の方の業者の方が保管しておったものですので、これは一般的に古書とかそういった資料関係を販売等々行っている方なので、これはまだ手元に、人の手に渡らないうちに、早いうちに涌谷として保管したいと。ただ、展示する場所が、今のお話のように史料館が今閉館中ですので、その間保管しておくという形で、もし機会があれば、ろまん館とかそういったようなところでの展示とか、そういったのもやれる機会があればと思っておりますが、今のところは史料館での展示はちょっとできないということで考えております。

○議長（大橋信夫君） 1番。

○1番（杉浦謙一君） 災害復旧の件でございますけれども、町単独だということをお聞きしました。この間の一般質問ではございませんけれども、答弁いただきましたブロック塀の解体等ですね、ちょっと仙台市

の話も私しましたけれども、仙台市のブロック塀は無条件で公費負担をするということでもございました。宮城県沖地震の時にブロック塀が大分問題になっておりましたときに、生け垣を推奨して、その生け垣にかわるときのブロック塀撤去ということで公費負担を、制度を仙台市ではつくっていたようなんですけども、今回の震災ですべて条件を取っ払って、全部助成をするというふうになったようでありまして、今県内でもそんなんですけども、危険なブロック塀、これから倒壊しそうな、余震で倒壊しそうなブロック塀、通学路のところにある岩塀、ブロック塀というの、やはり町民の安全の確保という点に関しましては、やっぱり一つ検討しなければいけないのかなと思っておりますけれども、その辺はいかなものかなと。防災の関係での、視点での見方が必要なのではないかと思っておりますが、再度お聞きしたいということと、先ほどの展示物に関しましてはわかりました。この書状、伊達安芸公の書状は、町内に専門家は学識経験者と言われる方がいると思っておりますけれども、そういった点の方のご意見とかというのは、どんな感じであったのかというのを2回目に聞きたいと思っております。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（安部政志君） ブロック塀の撤去費用についてでございますが、先日の一般質問の際にお答えを申し上げておりますが、現時点においては国庫補助事業として解体撤去事業を実施しているところでございます。担当としましては、補助事業の対象範囲ということで考えておりますが、一般質問にもございました検討については、来週に本部会議もございまして、改めて検討はさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大橋信夫君） 生涯学習担当統括。

○教育文化課統括主幹（三塚尚登君） 今、専門家といえますか学識の方、実は文化財保護委員会にこの3月に補正をお願いするときにも、年3回の文化財保護委員会を開催いたしてございまして、その中で22年度の最終の委員会の中で、これをぜひ購入するよということでのお話がありまして、今年度に入りましてから第1回目の保護委員会を開催したわけですが、震災によって今回は22年度には購入できなかったけれども、今後進めて行くということでお話しをし、了解を得たところでした。

○議長（大橋信夫君） 1番。

○1番（杉浦謙一君） では、3回目ですけども、これはブロック塀の解体でございますけれども、この記憶は北部連続地震の直後でしょうか、涌谷町のホームページにブロック塀の解体費用の公費負担というのがあったんですよ。それはどういった事業だったのか、最後お聞きしたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時18分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

ほかに。

10番。

○10番（長崎達雄君） 総務管理費の一般管理費の②の情報公開審査会委員報酬に関連して、情報公開について少し掘り下げて質疑をしたいと思います。

議会で情報の開示請求、公開請求するのは私ぐらいだと思うんですが、去年情報開示請求は何件ありましたか。そして非開示は何件、あと、この情報公開審査会というのは何回開いておりますか。

公文書は原則公開することになっておりますが、公開できないものもあると。公開できないとされている情報というのは、例規集は面倒だからホームページで見たんですが、いろいろと書いてあります。その中に、法人等の事業活動等に不利益を与えると認められる情報、事務事業の公正、円滑な執行に支障が生じる情報、町の意思形成過程にある情報を公開することにより、町民に誤解や混乱を与え、意思決定に支障が生じると認められる情報、その他あります。町民の税金で雇われて公金を扱う役場では、情報公開は義務であります。それは、税金が正しく使われているか、または不正が行われていないか、外部からこうチェックできなければならぬからであると思います。行政文書の保存期間というのはいつまでか、そして、保存期間が過ぎれば廃棄処分をするということなのかお聞きします。

○議長（大橋信夫君） 総務企画課長。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 情報公開の関係でございます。昨年度の件数等につきましては、済みません、中身についても今、後でお知らせしたいと思います。

文書の保存の関係なんですけれども、これにつきましては3年、5年、10年、後は永久保存といったように、その文書の中身によりまして保存年限が決まっております。その保存期限がきたものにつきましては廃棄をするというようなことになってございます。

○議長（大橋信夫君） 10番。

○10番（長崎達雄君） 今、保存期間と言いましたけれども、廃棄されてしまうと情報は永遠に闇の中になるわけです。こうなると外部チェックができず、不正の温床になることが考えられるので、情報が非公開とする場合でも、原則何年という期限をつけて公開できる、時限公開制度を導入したらどうなのかと、そういうふうに思うんですが、ある情報が一たん非公開とされても、いつかは必ず公開されるとなると、入札などの契約に関する情報は、文書管理規定で7年だか何年だかわからないんですけど、この制度があれば、後でこうチェックができると思うんですよね。そして、期限が過ぎて廃棄というのと、いつかは公開されるという前提の違いというのは大きいと思うんです。職員が仕事をする上での意識は全く違うと思うので、その辺は町長はどういうふうに考えておるか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、お答えします。

文書保管規定によりまして、それぞれの文書の内容によって保存期間が決まっているということは、ただいま総務課長の方から申し上げたとおりであります。その規定に従って、年数が3年、5年、10年、それで重要な案件については永久保存というのが確立されておりますので、そちらの方がかえって重要であるのかなというふうに思います。細かいその3年もの、5年もの、10年ものについては、それなりの価値しかないという姿でございますので、後々振り返りするような重要案件については永久保存というような姿になって

おりますので、特にそういう面については、大きな問題等がないのかなというふうに思いますし、これまでそういう案件について、事務上に支障があったということは私自身聞いておりませんので、もし、そういう姿でどうしても挿入をしておかなければならないということについての文書等々については、改めて検討し直さなくてはならないのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（大橋信夫君） 10番。

○10番（長崎達雄君） 3年、5年、10年、そういう保存期間あるものでも、情報公開できない情報はあると思うんですよね。そうした場合、その3年、5年、10年過ぎたら、それも永久には開示はできないということなんですか。その辺をこうチェックできるように、時限公開制度というのはあると思うんですよね。いろいろ調べてみると、全国の各自治体の中にも、こういう制度を設けているところはあるんです。そういうところを検討する、してもいいのではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（大橋信夫君） 総務課参事。

○総務企画課参事（菅原孝治君） 情報公開につきましては、これは町の条例もございしますが、法律とかそういった関係もございまして、そられに基づいて各町で情報公開条例というのはつくっているわけでございます。ただいま議員ご指摘のような関係につきましても、これはいろいろと法律の関係もございしますから、非公開の部分というのもこれも法律で決まっているものでございますから、町が独自にやるということになれば、やっぱり上部機関と十分協議して、そこら辺の整合性といいますか、法律との整合性を十分検討した上でないと、条例改正もできないのではないかなというふうに思いますので、今後につきましては、そういった開示内容、中身の内容については、もう少し上部機関と協議をした上で、そういった検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大橋信夫君） ほかに。11番。

○11番（遠藤稔雄君） 3点ほどお聞きします。

まず、歳入の部での県支出金の中での障害者福祉の自殺対策緊急強化事業補助金、これ詳しく詳細にもう一度事業内容を聞かせていただきたいなと思います。

それから、消防費の関係ですけれども、非常備消防費の中での県市町村非常勤消防団員補償報償組合負担金ですか、これに関係するんですけれども、消防団員はどこの消防団もですけれども、仕事をなげうってかなりの長期間、今回の震災で災害対応していただきましたけれども、当町ではいろいろな、私自身のエリアの中でも、さまざまな障害といいますか、がありました、実際消防団員に長期間の活動の中で、やはりこの補償になるようなけがなど、あるいは負傷ですか、そういった例がなかったのかということをお聞きしておきたいと思います。

それから、同じ消防費の中で、地域防災計画策定経費の中での、いわゆる地域防災計画見直し業務委託、初動マニュアル作成業務委託、この2点ですが、この二つ合わせますと約1,000万円の経費を要しているようでございますけれども、前の地域防災計画も専門家に委託して、およそ1,000万円ぐらいの金をかけてつくって作成したという経緯がございますけれども、今回もそれぐらいの金をかけるということは、私も一般質問の中では現場対応した職員の方とか、そういったような方に基づいての防災計画と申しましたけれども、実際問題、専門家の考えも必要であろうという部分では理解しますけれども、今回も同じような形で出てく

るのかなと思いますので、まずはどれだけ職員の、対応された職員の方々あるいは防災関係者の考え方、声を反映できるのかな、あるいはできる余地があるのかなという、そういう点もお聞きしておきたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 健康福祉課長。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） それでは、自殺対策経費のことについてのご質問でございますので、お答えしたいと思います。

まず、今回大震災があって、県の方ではその震災による自殺者がふえるだろうという予測をしております。年間、宮城県では大体600人くらいの方が自殺をしていると、それが年々ふえてきていると。議員さんご承知のとおり、全国では秋田県が一番多い、自殺者が多いということでございますが、県の方ではその自殺対策の中で震災によるものも多いということで、今回補助事業を受けてございます。しからば、涌谷町ではどうなのかということで、ちょっと数値的に出してみましたら、平成11年からのデータを見ますと平成22年が、通常4人から5人が年間涌谷町では自殺と見られる死があります。平成22年については7人ということで、少し数字がふえております。そういうことがありますので、今回自殺対策で何をしようということで、うちの方で今計画してございますのが、自殺をとめる役目といえますか、ガードリーダーというらしいんですけれども、ではそういう人をできるだけ多く、研修会をして人材をそろえようということで、自殺予防対策研修会を開催しようということで考えてございます。メンバーにつきましては、行政区長さん、それから民生委員さん、それから健康推進員ということで、総勢四、五百人ぐらいの中で研修会をしよう。それで、自殺を予防するには一番何が大事かという、予知、察知、早めにその変化に気づくものをノウハウとして持っていなければならないということでございます。それをどういうふうにして気づくかということについて、そういう勉強会をして、その区長さん、それから民生委員さん、それから健康推進員さん、各地区で活動されているそういう方々に研修を行おうというものを計画しているところでございます。終わります。

○議長（大橋信夫君） 高橋危機管理室長。

○町民税務課統括主幹兼危機管理室長（高橋宏明君） では、2点についてお答え申し上げます。

補償報償組合負担金の関係で、今回の災害対応による消防団員の公務災害はなかったのかというお話ですが、いずれ今回の大災害ということで、小さなけがとかされた方はいずれいらっしゃると思いますが、公務災害補償を請求するほどの大きなけが、傷害といった報告は受けておりません。

それから、2点目の地域防災計画でございますが、11番遠藤議員さんからは一般質問でも、対応した職員の声を反映させるようにという貴重なご意見をちょうだいいたしましたので、そういったことを十分職員の声、あるいは地域の声を十分反映できるような方法を見積りの仕様の方に盛り込みたいと思いますし、予算は参考としてとった業者からの見積もりということで、今後入札によって契約したいと思いますので、1点はその見積もりの仕様書の方にそういったことを十分含んだ形で契約をしていきたいと考えております。

○議長（大橋信夫君） 11番。

○11番（遠藤釈雄君） 最初の自殺対策でございますけれども、障害者福祉の中で出てきたので、何か当初予算にもこの細目がなかったのか、何かこの急にそういったようなことで、障害者専門のそういう自殺者がふえたのかなと、そういう感じに受け取りまして、勉強不足でございますけれども、健常者であってもこうい

う災害で心理的な不安から自殺がふえる、それに対しての要望事業であるということはわかりましたが、この場合の障害者の方、これまで何人か極めて不安定になっているというような状況も見ておりますけれども、そういう、特に健常であった方、あるいは普段障害を持たれる方、こういったようなものを区分けして行くのか、それとも区分けなしで対応をとって行くのかという、ガードリーダーということでありますと、全般に目が光るわけでございますけれども、そういったような事業の振り分け方をなされるのかお聞きしておきたいと思います。

それから、消防団員の補償でありますけれども、かなり前に消防団員の負傷あるいは死亡事故等に関しての涌谷町での補償状況をお聞きしましたが、現在どのような補償状況になっているのか、この際お聞きしたいと思いますし、また、町外で震災あるいは津波等で亡くなられた方とか、そういったような方々に対する補償、それと、涌谷町とのそういったもし差があれば、その辺もお聞きしておきたいと思います。

それから、防災計画でございますけれども、防災計画、やはり見直し、町長のおっしゃっているとおり見直し早速始めようとしていることで、大変評価しますけれども、ただその前に、これをつくる前に、例えば地震等で発生したふぐあい、例えば停電時の対策本部での電源の確保、バックアップ体制とか、あるいは電話回線不通の時の情報収集の、電話にかわるような代替の通信システムの導入とか、あるいは長期間にわたった結果、ガソリンスタンドが営業停止しましての、役場等で使う、例えば区長さんの足の確保など、見られたように、足で情報を集める部分という部分もかなり制約されました。そういったようなことで、普段この防災計画の前、あるいは同時進行で、災害時の油の供給とかそういったようなものをきちんと前に整備、心の対応としてしておかなければ、なかなか防災計画も連動していいものが出てこないのではないかなと思いますけれども、そういったような作業、どうなっているかお聞きしたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 健康福祉課長。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） すみ分けといいますか、どうなっているんだと。障害者福祉の方に予算化させていただいたのは、健常者の方では自殺はないということです。自殺をする原因としては、7割から9割の方が精神疾患、精神障害ですね、ということになると障害者の方に分類されてくると。そのうち、約6割から7割がうつ病、自殺願望ですね。そういうふうに精神的に障害を受けた人が自殺をするということで、この項目に入っております。ちょっと健常者の方、ちょっと先生に聞いたところでは、日常のストレスが健常者をむしばんで精神障害の方に移行して、障害者というものになって自殺に発展していく。だから、先ほど言ったガードリーダーについては、できるだけ早期発見をしてやるということ、それから、その早期発見したときに、どう対応していこうというものを今回研修会でやるというようなことで計画してございます。よろしいでしょうか。

○議長（大橋信夫君） 高橋危機管理室長。

○町民税務課統括主幹兼危機管理室長（高橋宏明君） 1点目の補償報償組合についての補償のお話ですが、ここ最近では、補償報償組合の方から公務災害ということでお支払いした消防団員の事故等は発生していないかと思っております。あと、今回組合負担金について増額お願いしたのは、説明いたしました7月末現在で251名、沿岸部の消防団の方、亡くなられている方たちに、通常どおりの死亡共済金をお支払いするために一時的に増額するというので、沿岸部の方と内陸部の方で補償内容に差があるかというお話であれば、これは

全く差がないということ、それから、お話ししたように、そういった事情での組合の特別負担金ということですので、その財源については国の方から特別交付税措置がされるというところでございます。

それから、地域防災計画と同時並行で、停電時対応であるとか代替通信手段、あるいは燃料の確保ということを同時並行で進めなければならないというお話ですが、当然そのようなことが必要かということで、それぞれについて事務担当の方では資料等をそろえて準備を進めているところでございます。

○議長（大橋信夫君） 11番。

○11番（遠藤釈雄君） 自殺対策に関しては、健常者が精神障害、それから自殺という経緯をもった項目設定ということで、大変理解いたしましたので、わかりました。

その消防関係の補償ですけれども、私の質問の仕方が悪いようで、これに絡みまして、現在の涌谷町での補償のあり方、死亡事故のときのような補償、例えば金額になっているかとか、そういったようなものをお聞きしたわけですので、その辺をお聞かせしていただきたいと思います。

それから、防災計画、同時進行で、私の先ほど話したようなことを検討しているということで、さすがだなと思って感心しておりますけれども、ただ問題は、皆さん目を通せばわかるとおり、防災計画といいますが、あるいはマニュアルといいますが、あれはどれもわかりづらいというか、各部署での細かい指示は当然あるかと思いますが、どうもどのように対応したらいいかという非常にシンプルな、今回も地震の時は、洪水のときは高台の学校等へ逃げるとかありましたけれども、地震に対しては右往左往して指示が、的確な指示もできなかったような経緯がございますので、とにかく地震のときはこういう状況へ逃げるとか、もう少し非常にわかりやすい、しかも途中でその計画書をぶんなげてしまわないような、簡単に理解できるという、そういう工夫もやはり必要なのかなと。緊急のときは、忘れていてもちょっと見ればすぐ対応とれるというような、そういうのがやはり災害の防災計画としては最も大事なもののかなと、私自身深く思ったものですから、それに対するご回答をいただきたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 高橋危機管理室長。

○町民税務課統括主幹兼危機管理室長（高橋宏明君） 補償報償組合の補償の内容でございますが、勤続年数あるいはその団員の階級によって違ってくるかと思うんですが、ここで例示されている例で申し上げますと、勤続年数10年未満の分団長、扶養家族が妻及び子2人の場合ということで、死亡の場合一時金で2,230万円、年金は310万円ということが、補償報償組合の方から補償される内容となっております。

それから、2点目の地域防災計画におけるその細かい指示、要するにわかりやすい地域防災計画ということで、今回今までなかった初動対応マニュアル、ただ、議員さん地域防災計画をごらんになってわかるように、どうしても役場、災対本部の対応が中心に書かれている計画ではございますが、そういったことについても、とにかく職員が有事に何をどこに行きなすべきかということをお細かくわかるような形での初動対応マニュアルというのを、今回同時並行で作成していくということで予算をお願いしたところでございます。

○議長（大橋信夫君） ここで、先ほど留保しておきました、10番に対し総務課長の方から情報公開の件について答弁がございます。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 平成22年度の情報公開審査会の開催は1回でございます。あと、公文書の公開請求につきましては、4件ございました。以上でございます。（「非開示は何件ですか」の声

あり) 22年度は非開示はございません。(発言あり)では、その前の年の21年度には、非開示が1件ございました。(「この22年度の審査会というのはどういうこと」の声あり)審査会の開催につきましては、毎年定例で1回開いてございます。文書の公開が請求があった都度開くという内容ではございません。それで、繰り返しますけれども、平成22年につきましては審査会1回、それから公開請求件数は3件ということでございます。

○議長(大橋信夫君) 次に、1番に対し町民税務課長の方から答弁がでございます。

○町民税務課参事兼課長(安部政志君) 平成15年の宮城県北部連続地震の際の瓦れきの処分について、補助金が交付されてございました。把握しかねて大変申しわけございませんでした。それで、この補助の対象になりましたのは、瓦れきについて産業廃棄物中間処理場に運搬して処分をした場合の処分料について、30万円を限度として補助されております。したがって、解体、撤去、運搬費用については自己負担ということで住民の方々に周知されておまして、あくまでも産業廃棄物中間処理業3業者を指定したようでございますけれども、ここでの処分料についてのみ補助対象となっております。今回、涌谷町におきましては、処分料については黄金山に仮置きをした後、町が公費負担してございますので、当時と対応としては変わっておらないということでございます。

○議長(大橋信夫君) 6番。

○6番(門田善則君) 3点ほどお聞きいたします。

前者も地域防災計画策定経費についてお伺いしておりましたが、私は、その中でも今大変問題になっている福島第一原発の問題が、この涌谷町として、宮城県でも女川原発を抱えております。そういう中で、涌谷町として、この地域防災計画の見直しに対して、この原発問題をどのように取り上げるか、今後取りあっていくか、取り上げていくかということを、まずもって危機管理室の方にお聞きしていきたいと思っております。

次に、農業振興対策事業費で、これも放射能の被害対策の利子補給ということで載っておりますけれども、今後の涌谷町の農産物、涌谷は今有名なのは米と小ネギとかそういったものがあるわけですが、そういう部分で今後そういったことが懸念される、先ほど対策の中で女川原発を控えているということはあるんですけれども、もしものことも考えるならば、そういったことも町を守るためにも、その涌谷のブランド品を守るためにも考えておかなければならないことだと思うので、担当課としてどのような見解を持っているかお聞きしたいということです。

次に、学校管理経費の中で修繕料で、きのうの説明では、涌谷中学校の楽器の修理で50万円ということがありました。関連になるかもしれませんが、このことについては、子供たちの音楽を愛するというこの中で大切なことであろうというふうにも考えます。ただ、しかしここでちょっと実際に私が考えるならば、涌谷中学校が今回新人大会で参加する種目が8種目で、22の競技に参加するというようになっておるようです。しかしながら、涌谷町には中学校が、公立の中学校が涌谷中学校と箕岳中学校と二つあります。しかし、箕岳中学校については、8種目に対して参加できるのがソフトボールと卓球、あと柔道の男子個人だけなんです。教育基本法の中には、等しく教育を受ける権利を有するというふうなことがうたってあります。そういった部分で、私から見ると、これは涌中と箕中は平等ではないんじゃないかと。この辺について、教育委員会の見解をお聞きしておきたいと思っております。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課高橋危機管理室長。

○町民税務課統括主幹兼危機管理室長（高橋宏明君） 地域防災計画の見直しに際して、原子力防災をどのように取り上げるかというご質問でございます。今般災害対策基本法が改正されまして、従来ですと地域防災計画の策定、見直しについては県との協議が必要でございました。それが市町村独自で策定をして、県には報告という形で済むこととなりました。現在、防災計画での原子力防災については、県の防災計画の方で担当しておる業務と申しますか、内容でございますが、私もちょっとその県の原子力防災の部分について読んだんですが、まずもって、その福島第一原発の事故の前の計画でございますから、載っておったのはあくまでも女川町とそれから現在の石巻市の一部、およそ10キロ圏の防災についてのみ書かれた内容でございます。今回この地域防災計画の見直しに当たりましては、県の方には報告だけで済むところでございますが、市町村防災計画の中の原子力防災の位置づけについて、県の危機対策課の方と十分打ち合わせをしながら進めていきたいと思っております。

○議長（大橋信夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（平塚盛茂君） それでは、放射能関係の農産物の関係のご質問かと思っております。実は、米の放射能の測定については、新聞等でご承知かと思うんですけど、予備調査、本調査行いまして、本調査におきましては不検出というふうなことになりました。その他の作物については、県がある程度特定の作物を、ポイントポイントで県内をやっております。その中でも、涌谷町ではハウレンソウ、小ネギ、あるいは水菜、シタケとか、そういうものについても不検出というような状況、あるいは若干のセシウムが出ましたけれども問題ないというような数字になっております。ただ、今後農産物で問題となるのは、汚染わらがいまだ県の方向性が示されておられません。それで、汚染わらについては、町内にも結構な量の梱包されて、各農家で一時保管しておるわけなんですけれども、県の要請の中では、町の方でその汚染わらについて町で保管しては、場所はないかというようなお尋ねありましたけれども、内部で調整をした結果、町においては一時保管する場所はないということで県の方に申し上げ、県の方での汚染わらの処理を保管場所をお願いしたいということで、今現在お願いしているところでございます。きょうの新聞にありましたように、汚染わらにつきましては、焼却でいくのか、あるいは埋めてやるのかという結論はまだ出てはおりません。ただ、その処分する稲を焼却した場合、どこでやるかというようなことも含めて、今県の方で検討しているということです。ただ、23年産の新しい稲刈り終わったあとのわらについては、独自で、あるいは県の方でもそういうようなセシウム検査を実施してまいりたいということでございます。今現在では、農産物については、汚染わらについて一番問題になっているところが現状でございます。以上でございます。

○議長（大橋信夫君） 教育長。

○教育委員会教育長（木村達夫君） それでは、私の方からお答え申し上げたいと思っております。

楽器の修理につきましては、毎年のように議員の皆さんのご協力によりまして修理しまして、子供の要求に必ずや応ずるような形にしております。特に、本年度は涌谷中学校の吹奏楽部が地区では金賞を得ましたし、同時に、このたび涌谷中学校の吹奏楽部はマーチングバンドの方にも出場しました。9月23日の県大会において、涌谷中学校のマーチングバンドは県で金賞を得まして、東北大会に出るというふうなことになるわけでありまして、楽器の修理につきましては、その点大変結構なことだというふうに思っております。

それから、いろいろな部活動のことではありますが、9月の24、25日、郡の新人大会がありました。会場は美里と涌谷の地区で行ったわけではありますが、大変私参加してみまして、涌谷中学校は団体の種目が15種目あるんです。個人も入れますと23あるんです。このうち、涌谷中学校は全部に参加しております。小牛田中学校は20種目、不動堂中学校は16、南郷も16と、そういう点で、私残念に思ったのは、箕岳中学校は個人も含めまして6種目でありました。そういう点で残念でありましたし、あの観衆の中には、箕岳中学校の野球なぜ出ないのかというふうな、いろいろな心配して私の方にいろいろ聞いたわけでありまして、人数が足りなくて、練習しておった子供も試合に出られないというのが現状でありまして、大変この点については、子供も親も大変残念であったのではないかなというふうに考えております。それで、今、遠田郡内では連合チームをつくってやっているところがあるわけです。例えば、サッカーは南郷と不動堂が組んでおります。バレーの男子は小牛田と不動堂が組んでいるわけです。ただし、この連合チームは、郡内ではバレーとかそういうものは勝ちましたけれども、県大会ではうまくないというその評価が出たわけです。なぜかという、不動堂も小牛田もある規模の学校でありまして、ある規模の学校が連合チームをつくって試合に出るといのは、勝敗を目標としたチームであって、いわゆるその部活動の精神からいうと思わしくない。ですから、地区大会は認めるが、県大会あるいは全国大会には出場できないというふうなことになるわけでありまして。そういう点で、今後この問題につきましては、箕岳と涌谷というのは離れておりますので、練習その他も十分にできないのではないかなというふうに思っております、この辺は学校並びにPTA、地区の人々のお話し合いをしながら、この辺の問題を考えていくことが大事な問題だというふうに私は受けとめております。以上です。

○議長（大橋信夫君） 6番。

○6番（門田善則君） まず、地域防災計画の策定で、放射能のことを今お話ししましたがけれども、実はきのうのニュースか何かで見たんですけども、原発を抱える町、これはやっぱり国からとかそういう原発恩典というのが約、交付税なんかを含めまして、やっぱり40%ぐらい占めている。これは静岡県のある市ですけども、ところが、20キロ離れた市は1%しか恩恵を受けていない。でも、今回福島原発ではっきりしたのは、30キロ圏内であっても、これは避難指示、避難勧告が出るわけでありまして。そうしたことをもとにすると、もしも、もしもの話ですが、女川原発がそういったことになった場合、涌谷町ののの岳駅からの東側については30キロ圏内に入っております。そうした場合、福島と同じようなことになった場合には、その地域で避難指示、避難勧告になると。そうすると、箕岳全体がそういう可能性になる可能性があるというということでありまして。ですから、そういったことを踏まえて、今回の福島第一をもとにして、やっぱり新しい涌谷町としての防災計画を、放射能を入れた防災計画をつくるべきだというふうに私は考えるものですから、今回そういったことを言わせていただきました。その点についてもう一度お話を聞かせていただきたいと思っております。

次に、農産振興費の放射能の問題でありますけれども、今課長が言われたように、今県とそして涌谷町自体は調べてもこうだったと、出なかったと。これは出なかったのは幸いでいいんでしょうけれども、では、その稲わらが放射能にどのぐらいまみれているのかわかりませんが、それが今現在もあると。それは、涌谷町としてはその一時保管場所はつくらないというようなお話でしたけれども、この間の昨今のニュース

を見ると、登米市に持って行ってというところもあるようなことを聞いております。いつまでもそれを、じゃあ個人がとか、保管しておくのか。その辺の見通しはどうなっているのか、その辺を改めてお聞きしたいと思えます。

次に、学校の、教育長さんに今答えていただきましたけれども、これは部活動も教育の一環だということで、我々、私もPTAの会員でなったこともありますからわかるんですけども、やっぱり中学校となると先生方が主導的な立場で、その教育と一環だからといって部活動も指導しているというのが今までの現状だと思います。そうすると、そういう観点からいうと、教育の一環であったならばこういう事態、今教育長が言いましたけれども、簡単に言いましたけれども、小学生が1年生からスポーツ少年団の野球部に入れるんですよ。入っている方もいるんです、現に。その方々が6年間一生懸命になって少年野球をやってきて、中学校に行って部活が野球できない。野球だけを見ればそういう話になりますけれども、これはその子にとっては将来に左右する問題であります。要は甲子園に行って、もしかするとその素材かもしれません。そしてプロに入るといふ夢もその子は持ち続けているかもしれません。それを中学校で奪ってしまうのはどういうものかなと私は考えます。その辺についての見解もお願いしたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課高橋危機管理室長。

○町民税務課統括主幹兼危機管理室長（高橋宏明君） 今回の福島第一原発の事故においては、30キロ圏内だけではなくて、やはり風向き等によってホットスポットのようなところも出てくるということがわかったわけですので、その辺で県との連携をどのようにしていくかを含めて、防災計画への盛り込みについて県の方と協議してまいりたいと思えます。

○議長（大橋信夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（平塚盛茂君） 汚染わらの保管で、いつまで一時保管するのかというようなご質問なんですけれど、近隣の保管なんですけれど、涌谷、美里については保管場所がないということで、県の保管場所を依頼していると。それから、大崎については、県有地とあと大崎の中で保管場所を考えると。それから、色麻とかあるいは加美町については、ロール自体が各農家が少ないということで、個人で保管しているような状況でございます。それで、涌谷町の主な大きなところでは、およそ十数件の農家の方々、主に肥育酪農関係の農家なんですけれど、保管場所が今のところ自宅で保管するには大変な状況になって、新しく梱包する場合は入れる場所がないというようなことで言われております。それで、県の方では早急に県有地ということで、家畜保健所のお話によりますと、農業公社あるいは岩出山の畜産試験所というようなところを今検討しているというようなところであります。それで、県の方の9月議会の方でも、それらについては早めということでありますけれど、まずはできるだけ10月の半ばごろには結論を出してほしいということで、県の方に要請しているところでございます。

○議長（大橋信夫君） 教育長。

○教育委員会教育長（木村達夫君） 中学校教育の中で部活動の占める比重というのは、私は大変大きいと思っております。人間形成というふうな面から言うと、議員の方々も中学生を送った場合において、最も印象的なのは中学校における部活動ではないかと。その部活動は、各人の個性を十二分に発揮する場でありますので、そういう点で、やりたいことがやれないというふうな点で、大変私は残念だというふうに思っております。

いるわけです。特に、野球部を見ますと、箕中の野球部は1年生4人、2年生2人、6人ではクラブはつくれません。ソフトボールは、1年生7人、2年生7人で14人ですから、これはチームがつくれます。卓球も男子、女子ともこれはつくれますが、もっとも箕岳中学校としては力強いこの野球部がクラブができないというふうなことは、大変私は残念だと思っておりますし、特に私は、生徒が大変残念に思っているのではないかと思っているんです。先ほど議員さんがおっしゃったように、小学校6カ年間やって、中学校になってできないというふうなことは大変残念だと思いました。私も試合場に行ってみまして、箕岳の監督は来ておりました。子供も来ておりましたが、コート直しだけで終わったようでありまして、大変残念で帰ったのではないかとこのように思っております。以上です。

○議長（大橋信夫君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時18分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大橋信夫君） 再開します。

6番。

○6番（門田善則君） 防災計画の方と産業振興課の方については、今後市民の不利益にならないようなことを考えて前に進んでほしいなというふうに思います。その件についてはわかりました。

先ほど教育長の方から、この問題についての答弁がありましたけれども、過去に我々も含めて、箕岳中学校のあり方について議論をさせていただき、また、特別委員会、議会としてもそういった経緯をまとめたものを提出しているかというふうに私も理解しておりますけれども、その辺について、やっぱりそういう時期なんだろうと、私もこういう現場を見て、現状を見てまた考えを新たにするところでありますから、教育長としては、前におまとめになったその考えで前に進んでいただけるものだというふうに、今でも考えているんだろうというふうに思いますけれども、その辺の見解を最後にお聞きしておきたいなというふうに思いますし、また、町当局、町長においても、前の町長さんは一時凍結的な、住民感情の問題からそういったお話になったように私は受けとめておりますけれども、新たに町長さんも変わりましたことから、この問題についてどのように考えているのか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 教育長。

○教育委員会教育長（木村達夫君） まず、学校とも十分話し合いをしまして、団体のチームは連合としてチームとしてできるものかどうかというふうなことも一つの相談の問題だと思っております。特に箕岳中学校は、私も箕岳中学校におりましたので、野球とソフトと柔道というのは伝統のあるチームでありますので、これをすぐなくすというふうな点については忍びがたい点がありますので、学校としてはこういう団体チームはどうするかというふうな問題もありますし、個人として出る柔道その他は個人として練習はできるわけがありますので、この辺とか、この間の新人大会等をもう一度教育委員会にこの実情をお話をしまして、教育委員会としても十分その辺を考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○6番（門田善則君） ちょっと、そう聞いたのではなくて、前に学校の統廃合の今後のことも含めて、教育委員会ではそういうシナリオを出しましたよね。そのことについても、今回そのことを含めてどう考えているかということです。

○議長（大橋信夫君） 教育長。

○教育委員会教育長（木村達夫君） そのことについては、教育委員会としてはあれからずっとこの問題はあの線に進んでいるというのが現状であります。以上です。

○議長（大橋信夫君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、6番門田議員に、私の考えについてのお尋ねでございますので、まず私の方から答弁させていただきます。

私も去る9月の24日、新入大会、剣道大会と女子ソフトボール大会を激励に、応援に行っていました。そして、その前に涌谷中学校、籠岳中学校の運動会に、開会式に出席させていただきました。その比較を見ますと、やはり多い生徒の数と少ない生徒の数ってこんなにも違うものなのかなというようなのが実感でございます。そういった面で、門田議員さんも憂慮された中での質問と認められ、そういう状況を今後どのような方向で進むのかということだというふうに思います。前の大橋町長さんが、7年間をかけて議員の皆さんそして教育委員会の皆さんがまとめた報告書を、私は最大限尊重したいというような考えであります。ただ、私、選挙期間中に籠岳地区で1人の住民の方から質問されました。その質問の内容については、その統合問題について、今後どう考えていくのかというような質問でありましたけれども、既に現町長さんが凍結というような結論を出しておりますので、それを急に変わる状況に今のところはないということを答弁しておりました。やはり、地域の方々がその問題に対して真っ正面からどのような姿で対応したらいいのかということについて、今の現況、いわゆる門田議員さんがその目の当たりに見たその現況を、地域の方々、PTAの方々、あるいはその地区の全体の方々が、今後子供たちの教育のあり方ということについて、どのような姿であればいいのかというこの感覚を私は早くに教えて、あるいは説明する必要があるのかなというふうに思っております。そういった中で、全体がそういう雰囲気あるいは状況であれば、特別委員会あるいは教育委員会ですらまとめた姿が大きくクローズアップされる可能性も出てくるんじゃないのかなというふうに考えております。現段階でできる姿は、教育長さんは話はしなかったんですけども、一部生徒さんの中で、涌谷中学校に部活あるいは自分の勉強の能力を向上させたいということで、その籠岳地域から転校してきている生徒さん方もいるようでございますので、これが雪崩現象が出るような姿になると、大変な事態が起きるのかなというふうに私自身も憂慮しております。そういった姿に、なる前に何とかそういう考え方を地域の方々がもっていただければ、本当にありがたいことだなというふうに考えております。以上です。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第54号 平成23年度涌谷町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第54号 平成23年度涌谷町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第2、議案第55号 平成23年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（安部周治君） 議案第55号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ3,423万7,000円を追加し、総額を22億9,104万1,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容につきましては、歳入におきまして、震災による被害者の国民健康保険税減免分及び医療費一部負担金等の免除分につき、見込みにより措置いたすものでございます。繰越金につきましては、平成22年度決算確定による計上でございます。歳出につきましては、保険給付費において一部負担金等の免除分について見込みにより増額いたすものでございます。財政調整基金積立金につきましては、繰越金等に係る措置でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（大橋信夫君） 説明を省略し、質疑に入ります。

10番。

○10番（長崎達雄君） 説明省略ということですから、ちょっとわからないところもあるんですけど、一般会計繰入金の問題ですけれども、この基本的な考え方、聞きたいと思うんです。保険税の負担を軽くするために、毎年こう多額の繰り入れしているんですね。そして、今回は6万5,000円だけの補正ですけれども、この繰入金の限度というのはどの程度ぐらいまでだとよいと考えておるのか。

そして、あと、前にもこれ質問しているんですけども、医療費明細の通知、これ2カ月おくれぐらいに来るようなんですけど、この通知を出すことによって療養給付費に効果が上がっているのか、上がらないのか、その成果というのはどういうふうに把握しているんですかね。そして、療養給付費が年々こうふえていることからすると、私はあんまり効果がないのではないかと思うんです。早い話、各家庭にこう通知書来るんですけど、これ、どちらかというとチラシと同じにさっと見て後は捨ててしまうような状況なんですよ。ですから、むしろ医療費、病院にかかると受領書来ますね。この受領書というのは、翌年度税金の申

告するとき大事なものだから、これは大事にとっているんですよ。ですから、その通知書を出さなければ国からペナルティーあるのか、むしろ私はこれをやるんであったら、こんなことはやめて、その受領書の保管袋でも少し立派なのをつくって、そしてどこかにつるしておいて、毎回その病院にかかったその受領書は散逸するのが多いものだから、まじめにその袋に入れた方がかえって効果があるのかなと思うんですが、そういうことは考えていないんですかね。

○議長（大橋信夫君） 健康福祉課長。

○町民医療福祉センター健康福祉課長（佐々木忠弘君） それでは、一般繰り入れについての額の限度はあるのかということでございます。簡単に申し上げます。赤字であれば一般繰り入れが必要であると、額の限度はございません。国保会計が赤字であれば、基金もなく赤字であれば、一般会計からの繰入金というのには限度はないと。実際全国の中で、1億、2億を繰り入れている市町村もございます。それから、次年度の歳入を見込みで事業を実施している市町村もあるということを聞いてございますので、額の限度はないということでございます。ただ涌谷町においては、きのうですか、22年度の決算いたしましたけれども、2億9,000万円くらいの基金があって、その基金を取り崩しながら実際国保運営をしているということなんです。

それから、国保の通知書でございますが、国の方のペナルティーはございません。なぜあの通知書を出すかということでございます。端的に言えば、その方がどのくらいの医療費を、医療費がかかっているかということを認識していただこうと。病院に行って、3割負担なので、何千円お支払いになるんですけども、実際医療費は何万円、何十万円という額で医療費かかっておりますよね。その中で3割負担分ということなので、その1回お医者さんにかかるこのくらいの医療費がかかりますよという認識を持っていただきたいということが一つ。それから、そのコンビニ受診といいますか、いろいろところで受診されている患者さんもおります。それをできるだけ避けていただきたいということで、医療期間の名前が全部載っていますけれども、そういう中でお知らせをしていくと。それから、今は多分余りないと思うんですけども、かかっていない請求が来る場合もございます。自分はその病院にその日には行っていないんだけど請求が来ているという、その確認の意味でもそういうのをさせていただいているということでございます。以上です。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号 平成23年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第55号 平成23年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第3、議案第56号 平成23年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（安部周治君） 議案第56号、提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ290万3,000円を減額し、1億3,797万9,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容につきましては、災害による保険料の減免に伴う補正でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 町民税務課長。

○町民税務課参事兼課長（安部政志君） それでは、予算書の6ページ、7ページをお開きください。

保険料の補正減額でございます。大震災で被災された方に対するの広域連合条例に基づいて減額するものでございます。減免基準は、住宅の被害が半壊、大規模半壊の場合は50%の減額、全壊については全額免除となるものでございます。減額いたします補てん財源、国庫補助金につきましては、広域連合において予算措置がされることになるものでございます。

次に、4款の繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

8ページ、9ページにまいります。

広域連合への納付金につきましては、保険料の減免額と同額を減額するものです。

予備費については、繰越金額同額を計上したものでございます。終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号 平成23年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第56号 平成23年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第4、議案第57号 平成23年度涌谷町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（安部周治君） 議案第57号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ7万5,000円を増額いたし、総額を3,303万5,000円にいたそうとするものです。

主な内容につきましては、歳入におきまして、前年度繰越金7万5,000円を増額し、歳出におきましては予備費で同額を増額いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（大橋信夫君） 説明を省略し、質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号 平成23年度涌谷町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第57号 平成23年度涌谷町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第5、議案第58号 平成23年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第2

号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(安部周治君) 議案第58号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,276万1,000円を追加いたし、総額を7億3,308万6,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容につきましては、歳入におきまして、受益者負担金の減額、公共下水道災害復旧補助金の減額及び災害復旧債の減額、一般会計繰入金を増額補正でございまして、歳出につきましては、受益者負担金一括納付報奨金の減額及びマンホールポンプ操作盤の修繕及び下水汚泥放射性物質測定検査手数料の増額、災害復旧費の工事請負費の増額及び下水道建設費の委託料、工事請負費等の組み替えをいたそうとするものでございます。

詳細につきましては、統括主幹から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(大橋信夫君) 建設水道課澤田統括主幹。

○建設水道課統括主幹(澤田勝治君) それでは、議案第58号についてご説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きいただきます。

公共下水道災害復旧事業に係る地方債の変更でございまして、一般会計で総務課長から説明がありましたとおり、特別会計の負担軽減のため、一般会計繰入金が増額となりましたことから、4,080万円を減額し、1,560万円とするものでございます。

6ページ、7ページをお開きいただきます。

歳入でございまして。

1款分担金及び負担金、受益者負担金でございまして、平成23年度調定の受益者負担金について、震災が発生しましたことから1年間猶予するもので、現年度分受益者負担金622万4,000円を減額するものでございます。

3款国庫支出金、公共下水道事業災害補助金でございまして、災害復旧事業の申請額に変更を生じたもので、429万円を減額するものでございます。

5款繰入金、一般会計繰入金でございまして、歳出補正の合計額から一般会計繰入金を除いた歳入補正合計額を差し引いた額6,340万5,000円を増額をお願いするものでございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳出でございまして。

1目下水道総務費、報奨費でございまして、平成23年度調定の受益者負担金を、震災のため1年間猶予することから、受益者負担金一括納付報奨金45万2,000円を減額するものでございます。

2目下水道施設管理費、需用費でございまして、渋江地内の下水道マンホールで汚水流入量が多くなったことから、マンホールポンプの改良費用として45万6,000円を増額をお願いするものでございます。

役務費でございまして、下水汚泥放射能測定検査手数料6回分と、浄化センターの汚泥濃度計点検手数料として、それぞれ増額をお願いするものでございます。

1目公共下水道建設費の委託料、工事請負費、補てん及び賠償金でございますが、予算の組み替えをお願いするものでございます。

次に、災害復旧費の工事請負費と補償補てん及び賠償金につきましては、公共下水道災害査定申請額の変更によりまして、それぞれ増額及び減額をお願いするものでございます。終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

10番。

○10番（長崎達雄君） この間の水害等で、確かにうちあたりも悪臭がしたんですね。ですから、その管路の点検というのは、課として年に何回か定期的にやるんですか。

○議長（大橋信夫君） 澤田統括。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） 管路の、公共下水道管路の点検ということでございますけれども、主なものに、大きな原因というのは管路の滞水、あるいはマンホールの異常によるいわゆる管内の滞留が主なものでございます。これにつきましては、各マンホールに配電盤がありまして、それから水位異常とかそういうものがあつた場合は、すぐに浄化槽センターの方に信号がまいります、それで信号を確認するようになっております。そして、その場合、業者もしくは担当の職員が、そのマンホールの付近に出向きまして、ふたをあけて点検するようにしております。以上でございます。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第58号 平成23年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第58号 平成23年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第6、議案第59号 平成23年度涌谷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（安部周治君） 議案第59号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ1,480万円を減額いたし、総額を7億2,232万7,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容につきましては、歳入におきまして農業集落排水災害復旧費補助金の減額及び農業集落排水災害復旧事業債の減額、一般会計繰入金を増額補正でございまして、歳出につきましては、災害復旧事業費の補償補てん及び賠償金の減額補正をいたそうとするものでございます。

詳細につきましては、統括主幹から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 建設水道課澤田統括主幹。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） それでは、議案第59号についてご説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きいただきます。

農業集落排水災害復旧事業に係る地方債の変更でございまして、震災による災害復旧事業に対して、公共下水道事業と同じく、特別会計の負担軽減を図るため、一般会計繰入金が増額となったことから、1億1,640万円を減額し、450万円とするものでございます。

予算書の6ページ、7ページをお開きいただきます。

歳入でございまして。

3款国庫支出金、農業集落排水災害補助金でございまして、補償補てん及び賠償金の減額により、1,200万円を減額するものでございます。

5款繰入金、一般会計繰入金でございまして、歳出補正合計額から一般会計補正繰入金を除いた歳入補正合計額を差し引いた額1億1,315万3,000円を増額をお願いするものでございます。

次のページをお開きいただきます。

歳出でございまして。

2目処理施設管理費、役務費でございまして、下水汚泥放射能測定検査手数料として、箕岳中央地区、上郡地区でそれぞれ5回分として20万円を増額をお願いするものでございます。

4款災害復旧費、補てん及び賠償金でございまして、現地を精査結果、水道管の移設補償費1,500万円の減額をお願いするものでございます。説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号 平成23年度涌谷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第59号 平成23年度涌谷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

昼食のため、1時まで休憩します。

休憩 午前11時51分

[農業委員会会長佐竹榮一君着席]

再開 午後 1時00分

[出席議員数休憩前に同

じ]

○議長（大橋信夫君） 再開します。



◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第7、議案第60号 平成23年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（安部周治君） 議案第60号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ97万5,000円を減額し、総額を13億462万6,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容につきましては、震災による被害者の介護保険料減免分につきまして、見込みによる措置でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

（「説明省略」の声あり）

○議長（大橋信夫君） 説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第60号 平成23年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第60号 平成23年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第8、議案第61号 平成23年度涌谷町介護支援事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（安部周治君） 議案第61号の提案の理由を申し上げます。

主な内容につきましては、歳入におきまして、前年度繰越金が確定したことによります補正と、関連する歳入の一般会計繰入金を補正いたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

（「説明省略」の声あり）

○議長（大橋信夫君） 説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第61号 平成23年度涌谷町介護支援事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第61号 平成23年度涌谷町介護支援事業勘定特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第9、議案第62号 平成23年度涌谷町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（安部周治君） 議案第62号の提案の理由を申し上げます。

本案は、収益的支出におきましては、災害復旧箇所舗装本復旧工事、配水管等修繕及び福沢浄水の放射性物質検査に係る所要経費の増額及び減価償却費、支払利息の確定による増減の補正でございます。

資本的支出におきましては、小里大平配水池土地購入及び土地購入にかかる分筆委託業務につきまして増額補正いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当統括主幹から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

○議長（大橋信夫君） 建設水道課澤田統括主幹。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） それでは、議案第62号 水道事業会計補正予算についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきます。

2款水道事業費用において、1,412万円の増額をお願いするものでございます。主なものとして、修繕料の増額と企業債償還金利子の減額でございます。

次に、3条、4款資本的支出でございますが、60万2,000円の増額をお願いするものでございます。主なものとして、水道用地の購入費用等でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,582万4,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補てんいたすものでございます。

4ページ、5ページをお開きいただきます。

収益的支出でございます。営業費用で、手数料及び賃借料18万円の増額でございますが、福沢浄水場の水道水の放射性物質検査手数料9回分の費用でございます。

修繕料と路面復旧費でございますが、これは水道本管等の修繕費用で、不足が見込まれますことから増額をお願いするものでございます。

営業外費用で、企業債利息につきましては、企業債償還金利息の確定による減額でございます。

次のページをお開きいただきます。

資本的支出でございます。建設改良費で、委託料と土地購入費でございますが、現在借地しております小里大平地内の配水池の水道用地について、分筆登記費用と土地購入費について、それぞれ増額をお願いするものでございます。用地購入面積でございますが、約150平方メートルでございます。購入単価は1平方メートル当たり1,000円を予定しております。説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

11番。

○11番（遠藤釈雄君） 2点お願いします。

大分損益勘定留保資金入れているわけですが、現在の残高を教えてください。

それから、あと水道料金値下げしましたけれども、こういった一連の収支の中で、5年間は大丈夫だろうというような収支計画を立てておりますけれども、その計画等の狂いはないか、あった場合どのような状態になっているか、その2点をお願いします。

○議長（大橋信夫君） 澤田統括主幹。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） 内部留保資金でございますけれども、23年9月、今回の補正後の内部留保資金を試算しますと2億3,800万円となっております。

それから、もう1点、水道料金の値下げのとき、5年間の算定をしたわけでございますが、昨年7月から値下げしておりますけれども、平成22年度末におきましては、決算でご説明申し上げておきましたが約2,000万円ほどの、2,197万8,000円の利益となっております。これだけを見ますと、当初の計画と大体1年度分については差はないようでございます。ただ、これから5年間の分については、まだ具体的に見ておりませんので、現段階では当初の見込みどおりかなということでは考えております。終わります。

○議長（大橋信夫君） 11番。

○11番（遠藤稔雄君） 決算はわかりましたけれども、その後の震災後の現在こういったような補正の中での繰り入れですけれども、震災の影響を受けないという受けとめでよろしいですか。

○議長（大橋信夫君） 澤田統括主幹。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） 震災の影響ということでございますけれども、3月に震災がございまして、その3月分の基本料金と水道の使用料については減免するという事で対応してまいっております。それで、金額的には水道料金に関しましては約、試算でございますけれども3,300万円の減収となる見込みでございます。これは、ちょっと料金体系の関係から、3月の減収につきましては22年度分に約548万円ほど、それから23年度分につきましては2,779万円ぐらいの減収となる見込みでございます。ただ、今回まだはっきりしておりませんが、大崎広域水道からの受水しているわけでございますけれども、それで、大崎広域水道につきましても2週間ほど断水したわけございまして、その部分について、今県の方でもその辺市町村に対する受水費の減免ということで検討していただいておりますので、今後その結果を見なければわからないわけでございますけれども、それほど大きな減収にはつながらないのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号 平成23年度涌谷町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第62号 平成23年度涌谷町水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第10、議案第63号 平成23年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（安部周治君） 議案第63号の提案の理由を申し上げます。

本案は、収益的支出といたしまして、東日本大震災で被災しました箇所の修繕に伴う経費、また、資本的収入及び支出としまして、医事オーダリングシステム導入事業等及び自家発電設備増設事業に係る補正をいたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

○議長（大橋信夫君） 医療福祉センター佐々木副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長兼総務管理課長（佐々木敏雄君） それでは、議案第63号 平成23年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

1 ページをお開きいただきたいと思います。

収益的支出におきまして、3,784万4,000円の補正をお願いするものでございます。内容につきましては、震災関連の補修事業でございます。

3条資本的収入及び支出でございますけれども、1億1,500万円の補正でございます。これにつきましては、オーダリングシステムあるいは自家発電設備の増設の事業を予定してございます。

2 ページをお開きいただきたいと思います。

災害復旧関連の財源の手立てとして、3,700万円の起債を予定してございます。これは、今後6月で補正してございますけれども、それとあわせて査定を受けまして、最終的には起債額としては全額、予算額の全額を認められたとした場合には800万円ぐらいの起債の借入額になると見込んでございます。

それから、医療機器整備の事業1,000万円の減でございますが、これは今まで医療機器等の購入額が決定したものと、それから今後の購入見込みを立てて減額するものでございます。

次の欄ですが、追加ということで、オーダリングシステム導入事業として700万円予定してございます。これにつきましては、昨年、一昨年同様ですが、国保の特別調整交付金がございますので、最終的にはそれらの交付金を受けたいと考えております。

それから、自家発電設備増設事業の5,500万円でございますが、これにつきましても震災関連の配当金がございます、郵政、郵便事業株式会社の寄附配分事業というものがございまして、夏のお便り郵便葉書かもめーる、それから特殊切手等に付加された寄附金で事業費を配分するということですが、申請は一応してございまして、発注後、発電機は約6カ月ぐらいの製造期間があるということで、今回補正をお願いしたものでございますが、ただ、その交付、配分内容とか配分金額等が不明な点が少々ございまして、今後の推移を見ながらでございますけれども、配分額が余り少ないようで、病院の持ち出しが多いようであれば、事業の見直しも考えなければならないかなとも考えておりますので、その節はよろしくご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

それから、4、5ページをお開きいただきたいと思います。

収益的支出の補正でございます。3,784万4,000円、災害復旧事業ということですけれども、これにつきましては、さきに大震災それから余震等で病院の建物も大分クラック等が入っております。屋上のクラック補修、防水シート、それから床、内外壁のクラック等の補修を考えてございます。

それから、資本的収入でございますが、これは先ほど起債の方で説明いたしましたので、省略いたします。

それから、支出の方でございますけれども、一つにオーダーリングシステムの導入事業ということでございますが、このオーダーリングシステムというものは、コンピューターを利用して、診察内容を正確かつ迅速に各部署へ伝達するシステムでございます。従来ですと、手書きの伝票で処方箋、それから検査伝票、それからレントゲンの指示箋、食事箋などを職員が回って各部署に渡していたんですが、それが瞬時に各部署に指示が行くということになります。これによりまして、各部署への伝達時間もかからなくなり、患者さんを待たせずに事業が、診察が進めるという利点がございます。ただし、先生方は、今まで処方箋書いて、それからそのオーダーする時間にちょっと手間はかかるというデメリットはありますけれども、総じてかなり待ち時間は短縮されるものと考えてございます。

それから、医事会計システム、それから健診システムも購入後7年ぐらいたってございますので、それもあわせて更新をかけようと考えてございます。来年4月に医療保険、介護保険の同時改正もありますので、これを機会に更新を考えてございます。

それから、医療機器等の整備で1,000万円の減でございますが、これまでエックス線の一般撮影装置、それから回診移動型のエックス線装置、それから冷温配膳車等も購入が決まりましたので、その辺を精査して今後の見込みを立てて1,000万円を減額したものでございます。

それから、自家発電は先ほど起債でお話ししたとおり、配分額を見て最終的には上司と相談して導入は考えますが、今回発注した場合に6カ月ぐらいの製造期間がかかるということで、補正をお願いしてございます。終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号 平成23年度浦谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第63号 平成23年度浦谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第11、議案第64号 平成23年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（安部周治君） 議案第64号の提案の理由を申し上げます。

本案は、東日本大震災で被災しました箇所の修繕に伴う経費を補正いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

（「説明省略」の声あり）

○議長（大橋信夫君） 説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第64号 平成23年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第64号 平成23年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◇

◎常任委員会の調査報告

○議長（大橋信夫君） 日程第13、常任委員会の所管事務調査報告をいたします。

議会活性化において、常任委員会は所管事務調査を実施したときは、年度ごとに調査報告書を作成し、報告することとなっております。総務産業建設常任委員会の調査報告書が提出されております。ここで委員長の概要報告を求めます。

遠藤委員長。

○総務産業建設常任委員会委員長（遠藤稯雄君） 総務産業建設常任委員会としては、2年前に「涌谷に住みたい、住んで良かった、魅力ある町づくり」というテーマのもとに、その目的に沿って災害関係について、それから産業関係、産業振興についてです、それから農業関係、特に所得の増加する農業とは、それから生

活排水、下水、農集排、合併浄化槽等の関係の4部門を調査の対象として選定して、調査を続けてまいりました。ただ、震災で一番の頑張ろうとしていた産業振興、農業振興、この部分調査不足になってしまいました。その点は非常に残念なことだなど思っております。そういった中で、災害関係でございますけれども、災害関係ではいろいろ長年課題となっております防災行政無線の調査を中心に行いました。そういった中で、いわゆる同報系の防災システムとして、一定の最小限の拡声器と、それから、もしできるならば個々の家にラジオタイプの個別の受信機を置いて、外にいても中にいてもその情報が入るようにしたらということでございますけれども、先進地に行って視察して、それを当町になおしますと3億、4億と金がかさみますので、これは課題として残ったわけでございます。

ただ、これに対しても、その後、自治防災組織についての検討もしましたけれども、いわゆる自治防災組織の中で、最低限の地域の人たちの安否確認あるいは初期対応、そういった自助の部分と連動しないと、これは宝の持ち腐れになるなということになりましたので、自治防災組織というのは、まずはその防災行政無線の設置よりも、その自治防災組織の方を先行して整理するべきであろうという話し合いなされました。

また、生活排水においては、今議会でもいろいろ話ございましたけれども、やはり大きく分けて、農業集落排水、これはとりあえず事業凍結というふうになっておりますけれども、下水も含めまして、集合処理方式ではかなり多くの金がかかると。例えば1戸当たりの建設費は、集合処理の下水では400万円、農集排でも600万円と、そういった中で、個別処理では70万円、あるいは高くみても90万円ぐらいということで、メンテナンス上個々の町民に、受益者に負担はかかることはあっても、やはりこれも財政を圧迫する大きな要因となることであるから、個別処理に向かって、その上で快適な生活を送っていただくという方向にすべきであろうという考え方をまとめてあります。

それから、そういった震災関係で防災ステーションでございますけれども、防災ステーションの際は、あそこを利用するという事は、一番必要不可欠なのはトイレの問題であろうということでございまして、トイレを、もし整備するならば、まずトイレをきちんと整備して避難を受け入れるとか、あるいは仮設のトイレを用意しておくとか、それから、今あの中にいろいろ防災上の設備、機器が埋め込まれてありますけれども、いざという時それを掘り起こしてやるというのは、緊急時に余りふさわしくないというので、許す限りむき出しで保存すべきであろうという考えにも至っております。

それから、農業関係でございますけれども、農業関係で、所得増加策というところまで調べたかったし、何かその策を見出したかったんですが、時間が足りなくて、その部分は残念ながらできませんでしたが、所得補償方式の状況でどうなったかということも、これも残念ながら中途半端な状況で深く追及することはできませんでしたが、ただ一つ、にぎわい夢ショップ、これも今議会でいろいろとありましたけれども、ここで培ったノウハウを何か大事にしたいなということで、本来であれば、あのにぎわい夢ショップ事業の中から、新たな起業の振興というものが芽生えていただいて、そして新たな産業振興上の、あるいは商業振興上の起点になればなということで、産直と一緒にいった形とか、いろいろととれないかなということを審議されております。これもまだ残念ながら不十分でございます。

それから、一番気づいたのは、町内の企業、いろいろあるわけですが、これも常任委員会でいろいろと訪問して、親しくいろいろなお話を聞きながら、そこでいろいろな施策というものがあればというこ

とで思いましたけれども、残念ながらこれも未達成のままですけれども、議会としても町内企業の人たちといろいろ話をして、やはり地元の地場産業の方々、振興が一番大事でありますから、話し合いを続けて、そして議会としてできるものは何かというものを、やはり今後とも追及すべきだろうという、そういう結論に達しております。

繰り返しになりますけれども、生活排水事業あるいは防災事業では一定の結論を見ましたけれども、農業関係の、特に所得の上がる農業、それから産業振興という面では大変残念でしたけれども、審議不十分という形で終わりましたが、一応審議不十分でありますけれども、ここまでの常任委員会としての活動の報告をさせていただきました。

○議長（大橋信夫君） ご苦労さまでした。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

8番。

○8番（大泉 治君） 大変申しわけないんですが、にぎわい夢ショップ事業、これ目的がちよっと違うのではないのかなと。これはあくまでもその事業発足当時、雇用の創出事業であるということで、これ、意図するところは非常によくわかります。ただこれは、これを、この事業を期にサブ的なものとして書かれたのが、ここにあるその目的とした事業であるということになっておりますけれども、その辺のところを、この報告書のままでありますと事業の本質が全く違ってきますので、その辺どうなのか。

○議長（大橋信夫君） 遠藤委員長。

○総務産業建設常任委員会委員長（遠藤稔雄君） 全く事業の本来の目的というのは、そういう雇用促進事業ということでございますので、そのとおりでございますけれども、それをそのままという形でなくて、やはり町とすれば、そういったようなあらゆる面をとらえて、それを産業振興上に生かすということで、菅原所長さん初め、そういった面で何かここが商業活性化上の、商店街活性化上の起点にならないかというのを模索してまいっておりました。その辺あたりをとらえての私どもの側面的な願望といいますか調査でございまして、その部分では非常にしり切れトンボになってなかなか結論出ないままに3年間たったなということで、大泉議員言うように、本来の目的は雇用促進事業でありましたけれども、せっかくの事業を町内で展開するのを見たときに、それだけにとどまらずに産業振興上の位置づけとして私たちはとらえてきたのです。その本来の意義は十分承知しておりますけれども、今言ったように産業振興上の視点でとらえさせていただきました。（「了解です」の声あり）

○議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これで、総務産業建設常任委員会の所管事務調査報告は終了いたします。



○議長（大橋信夫君） 日程第14、涌谷町国民健康保険病院改革調査特別委員会最終報告を議題といたします。

委員長報告を求めますが、委員長報告を事務局職員をもって朗読いたさせます。

金山主任。

○事務局主任（金山みどり君） 朗読いたします。

涌 委 第 5 9 号

平成23年9月26日

涌谷町議会議長 大 橋 信 夫 殿

涌谷町国民健康保険病院改革調査特別委員会

委員長 加 藤 紀

委員会最終報告書

本委員会に付託された調査事件について、下記のとおり会議規則第72条の規定により、最終報告をします。

記

1. 調査事件

涌谷町国民健康保険病院改革調査について

- (1) 涌谷町国保病院開設理念の検証
- (2) 自治体病院の現況と動向
- (3) 病院会計における一般会計負担金の考え方
- (4) 地方公営企業法全部適用における管理者のあり方

2. 委員名

委員長 加 藤 紀	副委員長 菅 原 富士郎
委員 笹 木 健 一	委員 木 村 正 義
委員 遠 藤 稔 雄	委員 大 泉 治
委員 鈴 木 英 雅	委員 門 田 善 則

3. 調査の経過

平成21年9月16日第5回定例会において、8人の委員をもって構成する「涌谷町国民健康保険病院改革調査特別委員会」が設置され、涌谷町国民健康保険病院の改革について、調査が終了するまでの期限で付託された。

本委員会の開催状況については、次のとおりである。

第1回 平成21年9月16日（水）、以下記載のとおりですので省略します。

4. 調査の最終報告書 別紙

別 紙

涌谷町国民健康保険病院改革調査特別委員会最終報告書

1. 涌谷町国民健康保険病院開設理念の検証について

- (1) 涌谷町国民健康保険病院開設理念の背景

涌谷町の病院建設については、昭和40年代に町内開業医の高齢化や後継者の確保が困難になってきたこと、

夜間や休日の救急医療の確保ができないことなどが、町民の病院建設気運上昇の原動力になった。

病院建設までの動きとして、初めに役場内の母子健康センター内に東北大学医学部の協力の下に休日夜間救急診療所を開設し対応をしている。

以降、昭和47年に「総合病院建設町民大会」が開催され、昭和49年には病院建設の署名運動がおこり9,275名（世帯数の85%）の署名を集め、議会に請願書が提出されて議会はこれを採択している。

昭和50年、これを受けて、役場企画課内に「町立総合病院建設問題臨時委員会」を設置して調査研究が行われたが、町の財政状況や医療従事者の確保の問題で長い間結論が出せないでいた。

昭和58年の町長選挙での公約に基づいて、昭和59年「病院建設準備対策室」を設置して病院建設の是非について調査・分析を行った。

同年には、議会も「病院建設調査特別委員会」を設置して調査検討が始まった。

当時は少子高齢化の波が寄せ初め、救急医療の確保や高齢者の介護が問題視される時代となり「保健、医療、福祉」を一体的に行う「地域包括医療」の重要性が認識され始めた時期でもあった。

当時の多くの町民は、大崎市（旧古川市）、美里町（旧小牛田町）、石巻市、仙台市等の遠隔地への受診者が多く、交通の不便と不自由さを感じており、多額の医療費及び間接的医療費が町外に流出し、大きな経済損失を出していた。これを根拠に、「町民の安全、安心の確保」のために、町民一人当たり1万円の安心料と銘打って、病院建設の判断を町民・議会に求めた結果、多くの町民や議会の賛同を得て、大きく病院建設に動いている。

昭和59年の12月に「保健・医療・福祉」を一体的に行う「町民医療福祉センターシステム構想」を発表し、昭和61年には「病院建設準備対策室」を「病院開設準備室」に改め、「保健・医療・福祉」を一体的に提供する「地域包括医療」の拠点施設となる「涌谷町町民医療福祉センター」の建設に着手した。

昭和63年11月に町立病院は一般病棟40床の病院として供用開始され、平成元年4月には62床、平成3年3月には100床の病院として稼働した。

その後、県内初の訪問看護ステーションを設置、健康管理センターの設置、老人保健施設の設置を行い、平成12年介護保険制度の実施により平成13年1月に療養型病床群として40床増床し、平成14年には療養型病床群をさらに1床増床するなどして、一般病床80床、療養病床41床、計121床として現在に至っている。

（2）涌谷町国民健康保険病院開設理念の検証

涌谷町が病院建設に向けて掲げた理念は、「涌谷町町民医療福祉センターシステム構想」であった。

このことは、従来行政で行っていた保健・福祉部門と医療機関で行われていた医療を地域住民の協力・参加のもと、一体的に継続して実践しようとするものであり、「自らの健康は自らの手で」の理念に基づいて、地域包括医療の確立を目指そうというものであった。

考えの土台となったのは、「地域住民の生命と財産を守る」という涌谷町行政の基本理念であるが、この理念を反映させるには、地域住民の健康を常に良好な状態に保持させる必要があることと、町民からの病院設置の強い行政需要があったことである。

病院を建設することにより、医療と保健の核ができ、さらには福祉を一体化させて、地域包括医療の拠点を高めようとしたものと思われる。

こうして、「涌谷町町民医療福祉センターシステム構想」がスタートしたのである。

理念に基づいて、涌谷町町民医療福祉センターの歩みを検証すると、

ア、町民の安全安心の面では脳血管疾患死亡者が半減するなど保健事業での評価ができる。

また、病院での救急受け入れ人数が400人～500人程度であり、一定の救急外来の需要も満たしている。

保健部門を病気予防の面から見ると、国民健康保険事業での医療費で見た場合、平成14年から22年の平均では国の平均より一人あたり2万7,000円、県内の町村では、下から3番目と低くなっていることから、一定の成果が評価される。

イ、医療福祉センター設置を直接的及び間接的な経済効果の面から見た場合、病院部門で約20億円の経済効果が見られている。

涌谷町の経済活動を見てみると、製造販売額で約520億円、商品販売額で約340億円、農産物販売額で約50億円となっているが、これらに続く第4の経済活動の場として医療福祉センターは、老人保健施設や訪問看護ステーションを含めて、約25億円の経済活動があることも見逃せないところである。

以上のことから、病院建設の原動力となった病院開設理念としての「涌谷町町民医療福祉センターシステム構想」は時宜を得た正当な政策であったと確信する。

しかし、病院開設以来20年を経過した今、「涌谷町町民医療福祉センターシステム構想」を町当局、議会、町民、そして実務を直接担当するセンター職員は、原点に返って検証し直す必要があると思われる。

2. 自治体病院の現況と動向について

(1) 自治体病院の現況と動向

平成17年度地方公営企業決算概況によれば、全国約1,000の自治体病院では、合計で7,016億円の繰入金が入投入されたが、1,430億円の経常損失を発生している。

このことは、高度医療、先進医療、小児、救急、へき地医療等の面で、自治体病院としての責務上、政策医療費として年間8,400億円の税金を費やしていることになる。経常収支では、全674病院事業のうち68.7%の463の病院が赤字決算となっていて、78.5%の529病院が累積欠損金を有している。その累積欠損金総額は、平成17年度末で1兆7,820億円にもなっている。

さらには、一般企業では倒産となる不良債務を発生させている病院は、全体の14.5%の98病院もあり、経営の危機に瀕している。

上記のように、多くの自治体病院では経済的損失を出しているのが現状であり、これにより政策医療の中身の正当性を巡って、累積欠損金が地域住民にとって必要不可欠な不採算医療によるものなのか、病院の経営努力の不足によるものなのかが問われている状況にある。

(2) 涌谷町国民健康保険病院の現況と動向

当町の病院は、昭和63年11月に供用開始され、平成元年には経常収支が74.9%と非常に低いところからスタートしたが、平成8年には経常収支を101.5%まで好転させた。

その後、平成18年度までは100%前後で比較的安定した経営を展開してきたが、平成19年度には95.1%、

平成20年度では91.5%と低下傾向にある。

累積欠損金額の推移を見ると平成3年度には6億円以上に増大しているが、その後、経営の好転に伴い徐々に減少し、平成13年度では2億5,000万円を下回り、平成18年度までは3億5,000万円前後で推移している。

しかし、平成19年度からは4億3,000万円を超え、平成20年度では再び6億5,000万円を超える状況になった。

町単独繰入額を見ると、平成4年度に4億8,000万円を繰り入れており、前半の10年間の繰入総額は12億2,000万円になっている。年平均額では1億2,200万円となっているが、後半の平成20年度までの11年間では総額2億7,700万円程で、年間の繰入額は平均2,500万円と少額になっている。

また、医業収入比率は、平成19年度から92.5%に落ち込みはじめ、平成20年度は87.7%、平成21年度（9月補正）はさらに85.5%と落ち込んだが、平成22年度は96.3%に回復している。

患者数の推移を見ると、入院患者数では、平成16年度の年間4万3,951人を最高に少しずつ下降し、平成20年度からは特に減少が目立ってきている。

外来患者数でも、平成21年度までは6万7,000人前後で推移してきているが、平成22年度には、改革プランに近い改善がなされており、平成23年度には、さらに改善されるものと思われる。

医師不足による外来患者数の減少が続いたが、平成22年度から医師の確保が行われ、患者数の増加が見込まれており改革プランに近づいているので、さらなる努力を願うところである。

（3）涌谷町国民健康保険病院の現況と動向についての所見

涌谷町国民健康保険病院は、他の自治体病院と比べ順調な経営で推移してきており、町民の評価も高いものがあつたと思う。

しかし、費用の減少よりも収益の減少の方が加速していることが、非常に心配されるところである。

これを裏付けるように、患者数が減少しているが、これは医師不足によるところが大きいものと思われる。特に、整形外科医がいなくなったことの影響は大きく早急の手当てを要する。

また、病院の赤字分の見方として、町の政策医療の実践による不採算であるのか、さらには、経営の努力不足によるものなのかを精査することが大切である。

町の政策医療の実践による不採算であれば、町民にしっかりと説明し病院会計への税金の投入に対する理解を得る努力は必要である。もちろん病院経営に努力不足の部分があるとすれば、早急に改革していくべきである。

しかし、平成22年度及び平成23年度と医師確保がなされたことにより、今後改善されていくものと期待するとともに、今後とも安定した経営を望むものである。

3. 病院会計における一般会計負担金の考え方

（1）一般会計における病院会計への負担金の経緯

これまでに執行された涌谷町の一般会計から病院会計への負担金の実績を見ると、町の単独繰入金額は、昭和63年度から平成22年度までの23年間の総額は約18億円余になっている。

これを見ると毎年約7,800万円の繰り出しを行ってきたことになるが、内容は病院創設の前半10年間に、その80%以上を繰り出し、後半の11年間では20%以下と極端な配分になっている。

また、平成元年から平成22年の22年間で、国から自治体病院への地方交付税措置された交付金算定額分約26億円を加えると、病院会計には町と国から合わせて約41億円が繰り入れられている。

(2) 病院会計における一般会計負担金の考え方への所見

病院建設に際し、町民の安全安心を求めるには、町民一人当たり1万円の負担を一般会計の負担のあり方として一応の目途をつけ、事業を起こしているが、それによれば、当時の計画人口規模は2万3,000人であることから、年間約2億3,000万円を毎年負担することになる。

現在は、人口が1万8,000人であることから1億8,000万円ということになる。負担金額が多く、事業運営が開始された10年間での年平均繰出額は約2億1,500万円となっているが、後半の12年間では年平均約1億5,100万円余の繰出額となっている。

しかし、ここ6年間の繰り出し状況は平均1億2,000万円余となっており、とうてい事業開始前の思いとはかけ離れた額となっている。

平成19年度宮城県市町村課調べでは、県内19施設の自治体病院での一般会計負担状況を見ると、当病院の1ベッド当たりの繰入額は100万1,000円と県内では最も低く、県内自治体病院での1ベッド当たりの繰入額の平均額284万円で比較すると35%程度となっている。

このことから、これまで町は明確な繰り出し基準を設定せずに、今日に至っているものと思われる。これは、町と病院との関係で根本的な問題として、町立病院が政策医療や地域包括医療の実践の場としての役割を財政的にも狭くとらえて、不明確なまま今日に至っているのが根本にあると思われる。

今後も、医業収益の確保に努めながら、一人1万円程度の負担を考えていく必要があると思われる。

町当局は、改めて、病院の存在を行政全体から見据えて、病院にその役割を果たさせるべく、地域包括医療の役割を再認識し、決して赤字補てんではなく、特色のある町づくりの行政執行において欠くことのできない事業としてとらえ、相応の財政負担をすべきであると考えている。

しかしながら、このことについては、財政的にも限度があることから、開設者である町長と事業管理者となり得る者が真剣に協議することが重要となる。

一方、病院としても、これまでの病院のあり方において、自ら立つ「自立」と自ら律する「自律」で「使命感と熱意、そして行動力」を持った運営や経営がされてきたものなのか、その権限と責任が不明確なまま今日に至っていないか、厳しく反省しなければならない。

4. 地方公営企業法全部適用における管理者のあり方

建設当時の議会特別委員会では、院長としてその人の運営理念を重視している。

また、院長候補者が多くの住民と接し、病院を住民とともに作り上げるために、地域包括医療の体制作りへの姿勢を評価している。

平成22年4月から地方公営企業法の全部適用を導入した公営企業3部門（国保病院・老人保健施設・訪問看護ステーション）の事業管理者は、これまでの運営に加えて、人事権、予算の原案作成権等の万般にわた

る運営を担うことになり、その権限や責任も大きくなるものと思われる。

したがって、自分の責任と権限をよく承知し、涌谷町における地域包括医療のあり方を住民本位で実践され、自律ある運営に導き、権限と責任を一致させ得る能力を有する管理者が理想と考える。

また、どのような経営形態であっても、最も大切なことは、行政と病院、つまり開設者である町長と事業管理者が透明度の高い日頃のコミュニケーションから構築される「相互理解と相互信頼」が必要不可欠であり、町民医療福祉センターが「何のための、誰のためのセンターか」を原点に立って問い直すことが重要であると確信する。

特別委員会としては、医療福祉センターの機能が、新しいシステムにおいて実践され、今後ますます強化されることを望むものである。

◎上記4項目の視点における調査結果

平成22年度決算から見た涌谷町国民健康保険病院の現況と涌谷町町民医療福祉センター改革プランの進捗状況との比較

平成22年度における病院会計への一般会計繰入額は、2億3,107万4,000円である。そのうち、普通交付税及び特別交付税で措置された分は2億181万6,000円で、町単独分の繰入額は2,925万8,000円に留まっていて、町民一人当たり約1,650円の繰り入れとなっている。

病院建設当時の理念である町民一人当たり1万円の負担の考え方や公営企業であるという面からみて、企業債額約1億5,040万円の返済分のうち、企業債償還額では交付税算定分に当たる額を除いた約1億2,670万円は町単独繰り入れとしなければならないが、この分の町からの繰り入れはされていない。この額が繰り入れられたとしても町民一人当たりになると約7,200円となり、許容の範囲内であるが、実質5年ぶりに繰り入れられた額は前述のとおりである。

平成22年度における病院会計は入院患者数、外来患者数共に増加しており、外来での診察単価が3.1%下がってはいるものの、医業収益は4.8%増の約1億円の伸びを見ている。

医業費用についても、医業収益の増加に伴って約2,500万円伸びているが、それでも医業外収益が若干下がっているにもかかわらず、病院事業収支は2,750万円の赤字額までに改善されている。減価償却前では約5,500万円の黒字額となり、同額を内部留保できている。

以上を『涌谷町町民医療福祉センター改革プランにおける経営の効率化』での平成22年度経営計画の数値目標に対する達成率は、経常収支比率で98.8%、医業収支比率で100.1%、職員給与比率で102.2%、病床利用率で101.8%、医薬品比率で109.4%、入院患者数で101.8%、外来患者数で91.6%、入院単価で102.6%、外来単価で100.8%となっている。また、一般会計からの負担金目標額の達成率は、交付税算定額分で100%であるが、企業債利子分で0%、企業債元金で0%となっているのである。

平成22年度における病院会計を更に詳しく見てみると、資本的収支で資本的収入になっている項目に、収益的収支における収益的収入とみるべきものがあるが、これを収益的収入に算入すると経常収支比率は100%を超えて改革プランを達成できていたことになる。これは、交付税措置をより有利に誘導するための会計処理であり、名を獲らずに実利を選んだ管理者の病院経営方針として受け取ることができ、高く評価す

べきである。平成22年度の貸借対照表をみると流動資産として現金預金が2億7,660万円以上とし、今後1年間の企業債償還や賞与支払い等の病院運営に一定の目途を付けることができた病院管理者の病院運営努力や経営努力はもとより、このような会計処理方法も見逃さず行政の長である町長は、管理者の経営努力を率直に評価すべきである。

そのような姿勢をもって管理者との話し合いが普段からなされていくなれば、制限せざるを得ない厳しい町の財政状況下での繰出金に対しても、病院側の柔軟な姿勢が強まるはずである。中間報告で示した行政と病院、町長と管理者の「相互理解と相互信頼」をここに期待するものである。

以上、特別委員会として4項目の調査を終了し、調査項目を視点として平成22年度涌谷町国民健康保険病院事業会計決算と、涌谷町町民医療福祉センター改革プランにおける経営の効率化の進捗状況を見た結果を記して、涌谷町国民健康保険病院改革調査特別委員会の最終報告とする。

以上です。

○議長（大橋信夫君） ご苦労さまでした。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

10番。

○10番（長崎達雄君） 大変ご苦労さんでした。

この4番の地方公営企業法全部適用における管理者のあり方について、ちょっとだけ申し上げたいと思います。

全適になって、私はよかったなと思っているんです。この全適になって、病院事業管理者に権限が移譲されたんですけども、この権限というのはあくまでも地方公共団体の補助機関の位置づけなんですよ。例えば、管理者、事業管理者が定数の変更による柔軟な人員の配置をしたいと、そういうふうにも思っても、任免というのは全適ですから、この管理者の権限なんですけども、定数というのは条例で決まっていると思うんですよ。ですから町長にしか変えられない。そうしますと、スピード性とか柔軟性が図られないくらいが出てくるのではないかと思うんです。それで、事業管理者の任期というのは1期4年ですから、その責任期間があるんですから、私は権限移譲したなら全面的に管理者に移譲すべきだと思うんです。ここには、人事権、予算の原案作成権等の万般にわたる運営を担うとありますから、その辺がもう少しはっきりした方がよかったのではないかなと私はそう思いました。以上です。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより涌谷町国民健康保険病院改革調査特別委員会最終報告を採決いたします。

特別委員会委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、涌谷町国民健康保険病院改革調査特別委員会最終報告については委員長報告のとおりと決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後2時06分

再開 午後2時17分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（大橋信夫君） 再開します。

◇

◎平成23年東日本大震災対策調査特別委員会最終報告

○議長（大橋信夫君） 日程第15、平成23年東日本大震災対策調査特別委員会最終報告を議題といたします。

過日全員協議会で確認いたしておりますので、朗読を省略し、委員長報告に対する質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより平成23年東日本大震災対策調査特別委員会最終報告を採決いたします。

特別委員会委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、平成23年東日本大震災対策調査特別委員会最終報告については委員長報告のとおりと決しました。

◇

◎議発第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第16、議発第5号 T P P交渉参加反対に関する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局総務班長をもって朗読いたさせます。

○事務局総務班長（今野博行君） 朗読いたします。

議発第5号

TPP交渉参加反対に関する意見書の提出について

標記について、別紙のとおり提出する。

平成23年9月26日

提出者	涌谷町議会議員	笹木健一
賛成者	同	木村正義
賛成者	同	遠藤积雄
賛成者	同	菅原富士郎
賛成者	同	大泉治
賛成者	同	加藤紀

涌谷町議会議長 大橋信夫 殿

別紙

TPP交渉参加反対に関する意見書（案）

政府は、平成22年11月9日「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、米国、豪州など9か国が交渉中のTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）について、6月を目途とした参加の是非を先送りしたものの、関係国との協議を進めようとしており、これは、関税撤廃の例外を認めない完全自由化を目指すものであり、輸出入に関するあらゆる関税が撤廃されるものである。

我が国は、平成23年3月11日に発生した未曾有の東日本大震災により、甚大な被害を受け、今後、地域一丸となり復興に向けて取り組むところであり、とりわけ農林水産業は、安価な輸入品によって壊滅的な打撃を受けることになり、農地、林野の荒廃、水産業の衰退、自然環境の悪化など、復興への影響は計り知れない。

政府は、平成22年3月に策定した、新たな「食料、農業、農村基本計画」において、食料自給率を平成32年度までに41%から50%まで引き上げるといふ政策目標を掲げ、農業、農村の振興を図っていくこととしているが、現在では39%まで低下し、圧倒的多数の国民が望む食料自給率の向上は到底不可能である。

例外なき関税撤廃を原則とするTPPは、食料供給を海外に依存し、国土を荒廃させるものであり、国内農業や地域経済の振興とは到底両立できるものではなく、被災農家の将来に向けた営農意欲を挫き、復興の足かせにしかならないばかりではなく、地域経済・国民生活全体に悪影響を及ぼすTPPへの参加は断固として反対であり、下記事項を強く要望する。

記

1. 関税撤廃を原則とするTPPへの参加は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月

宮城県涌谷町議会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣殿
財務大臣殿
外務大臣殿
農林水産大臣殿
経済産業大臣殿
国家戦略担当大臣殿
内閣官房長官殿
以上です。

○議長（大橋信夫君） ただいまの朗読で、意見書の内容が理解できたものと判断し、提出者の説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

これより提出者に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第5号 T P P交渉参加反対に関する意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議発第5号 T P P交渉参加反対に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。



◎議発第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第17、議発第6号 東日本大震災被災者支援に資する統合医療を用いた震災復興特区指定要望書の提出についてを議題といたします。

事務局総務班長をもって朗読いたさせます。

○事務局総務班長（今野博行君） 朗読いたします。

議発第6号

東日本大震災被災者支援に資する統合医療を用いた震災復興特区指定要望書の提出について
標記について、別紙のとおり提出する。

平成23年9月26日

提出者	涌谷町議会議員	菅原 富士郎
賛成者	同	門田 善則
賛成者	同	加藤 紀
賛成者	同	長崎 達雄
賛成者	同	大泉 治
賛成者	同	安部 元彦
賛成者	同	大平 義孝

涌谷町議会議長 大橋 信夫 殿

別紙

東日本大震災被災者支援に資する統合医療を用いた震災復興特区指定要望書（案）

平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震は、日本国内観測史上最大規模のマグニチュード9.0を記録し、それに伴って発生した大津波や福島第一原子力発電所の重大な事故により、東北地方から関東地方にかけての広域に及ぶ多大な被害は、未曾有の規模になりました。

この大地震による被災は、決して沿岸部だけでなく、宮城県内陸部に位置する涌谷町においても、全域にわたり過去に例のない甚大な被害実態が確認され、死者及び行方不明者を出しているとともに、教育施設をはじめとする公共施設及び道路、堤防の損壊や家屋をはじめとした住民の財産や雇用の喪失などに大きなつめ跡を残し、本格的な復旧対策はこれからが本格的に動き出す状態にあります。

しかしながら、石巻地区をはじめとする沿岸地区の復旧・復興は、がれき処理などもあり、遅々として進まない状況であります。多くの被災された方々は避難所生活や仮設住宅での生活が続いており、満足できる医療や介護、福祉サービスが受けられない状況にあります。

避難所や仮設住宅生活での高齢者を含む身体の不自由な方々は、廃用性症候群による様々な機能不全が生じる懸念があります。

隣接する我が町涌谷町では、保健・医療・福祉を包括的に行おうと昭和63年に町民医療福祉センターを建設し、いわゆる地域包括医療・ケアを実践して来ました。

現在では、国保の医療費や保険料の負担も宮城県内だけではなく、全国平均を大きく下回っており、その効果は確実に出ているものと確信しております。更には、西洋医療では完治が難しい後遺症のある患者さんや難治性疾患の患者さんには、東洋医学を取り入れ、鍼灸治療専門外来を開設し、保管代替医療として患者さんに大変喜ばれています。

また、与党民主党は、被災者支援の観点から統合医療構想を示し、この8月には最初の適地として視察団が来町いたしました。

このような実績を踏まえ、内陸被災地のみならず、大きな被害を受けている沿岸部での介護や医療においても、涌谷町は東洋医学を活用した統合医療を提供し、大きくその復旧・復興に資することが可能です。

町執行部と町民医療福祉センターでは、このような実績を踏まえ、被災者の廃用性症候群を未然に防ぐために、医療・介護の補完治療として統合医療の震災復興特区の申請を行い、早期に被災者の支援に当たる意向です。

つきましては、震災復興特区の申請を速やかに提出いたしますので、ぜひ速やかな指定をしてくださるよう要望するものです。

更に、統合医療をベースとした震災復興特区は、薬草の栽培や工場の誘致など、多くの将来に向けての地域活性化が見込めますので、涌谷町議会としても強く要望いたします。

記

◎（統合医療をベースにして地域活性化を図る）震災復興特区の指定

これまでの避難所生活から仮設住宅への移行で、高齢者をはじめ介護の必要な方や障害を持つ多くの方々が医療や介護のサービスを受けられない現状にあります。

被災地の医療・福祉施設等の早期復旧は、長期の時間を要するものと思慮されるため、一刻も早く涌谷町内のみならず、隣接沿岸部の廃用性症候群となり得る高齢者に介護や医療を提供する必要があります。

患者さんの負担軽減を考慮して、鍼灸治療も健康保険で実施できる統合医療を展開する震災復興特区に涌谷町を指定していただくよう要望いたします。

1. 要件

- (1) 医療保険では、鍼灸治療との同時診療は認められず、鍼灸治療は自由診療となっており、患者負担が大きい。鍼灸治療を健康保険適用とすることにより、患者の経済的負担を軽減するのみならず、結果的に医療費の削減が見込める。
- (2) 涌谷町町民医療福祉センターでは、5年ほど前から漢方及び鍼灸治療を実施しており、患者から大変喜ばれておりニーズはある。
- (3) 漢方及び鍼灸治療は東北大学医学系研究科、東北大学病院、加齢医学研究所の医師及び鍼灸師が担い、その協力体制は万全である。
- (4) 東洋医学で使用する薬草の栽培を行い、商品化まで漕ぎつけるよう農業の6次化を推進するとともに、東北大学の農学部、薬学部、工学部など、産学官の連携を図り、地域の活性化に結び付けていく。
- (5) 涌谷町の児童生徒及び成人の教育・健康診断に東洋医学を取り入れ、健康な生活を送るための意識改革と東洋医学に基づくアドバイスを行う。

2. 必要な規制緩和と予算措置

- (1) 健康保険の適用範囲を拡大させる。（期間及び医療機関限定）
 - ア 一定の教育を受講した者に、医療機関内で医師の指示の下で、鍼灸指圧マッサージ師の鍼灸指圧マッサージの健康保険の適用疾患の拡大
 - イ 医療機関内において、医師が行う鍼灸指圧マッサージに対して健康保険の適用
 - ウ 介護施設においての医師による医療行為に対して健康保険の適用
 - エ 一定の教育を受講した者に、精神科医の指示のない臨床心理士による心理療法に対する健康保険の適用（臨床心理士に医療職としての資格を与える）

- (2) 一定の教育を受講した者に、ヨーガ、アロマセラピー、音楽療法に対する診療費の補助をする。
(期間及び医療機関限定)
- (3) 被災者の特定健診を避難先で可能とする。
- (4) 一定の教育を受講した看護師に、切開、縫合等の処置を許可する。
- (5) 総合医の優遇制度を創設する。
- (6) 海外の医師免許を持つ者の講習目的での診療行為の規制緩和をする。(期間、機関限定)
- (7) 海外から来た患者に関する規制を緩和する。
- (8) 病床数規制を緩和する。
- (9) 菓酒の製造、販売の規制を緩和する。
- (10) 農業関連特許料金支払いの規制を緩和する。

以上、要望いたします。

平成23年9月

宮城県涌谷町議会

統合医療を普及・促進する議員連盟会長 殿
宮 城 県 選 出 国 会 議 員 殿
以上です。

○議長(大橋信夫君) ただいまの朗読で、要望書の内容が理解できたものと判断いたし、提出者の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大橋信夫君) 異議なしと認めます。

これより提出者に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大橋信夫君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大橋信夫君) これにて討論を終結いたします。

これより議発第6号 東日本大震災被災者支援に資する統合医療を用いた震災復興特区指定要望書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長(大橋信夫君) 挙手全員であります。

よって、議発第6号 東日本大震災被災者支援に資する統合医療を用いた震災復興特区指定要望書の提出については原案のとおり可決されました。

◇

◎請願・陳情

○議長（大橋信夫君） 日程第18、請願・陳情。

今期定例会において、本日まで受理した請願・陳情はお手元に配付した請願・陳情文書表のとおりです。
お諮りいたします。

平成23年陳情第4号 TPP交渉参加反対に関する意見書の提出を求める陳情書については、会議規則第85条第2項の規定により、委員会付託を省略して即決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号については即決することに決しました。

お諮りいたします。

陳情第4号につきましては、先ほど議発第5号 TPP交渉参加反対に関する意見書の提出が可決され、既に願意が満たされておりますので、みなし採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号 TPP交渉参加反対に関する意見書の提出を求める陳情書については、みなし採択と決しました。

◇

◎委員会の閉会中の継続調査・審査について

○議長（大橋信夫君） 日程第19、委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員長から、目下委員会において調査・審査中の事件につき、会議規則第70条の規定により、閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査に付することに決しました。

◇

◎表彰状の伝達

○議長（大橋信夫君） さきに全国町村議会議長会会長及び宮城県町村議会議長会会長から、自治功勞として木村正義議員、遠藤稔雄議員、長崎達雄議員と私、大橋の4人が表彰を受けております。そのことに対して、

議会表彰規定に基づき涌谷町議会としての表彰を行います。

○議会事務局長（高橋正幸君） それでは、木村正義議員、壇上の前にお進み願います。

〔12番 木村正義議員登壇〕

○議長（大橋信夫君） 表彰状

宮城県涌谷町議会 木 村 正 義 殿

あなたは、多年涌谷町議会議員として地方自治の振興発展に寄与され、その功績はまことに顕著であります。よって、ここに表彰します。

平成23年9月28日

涌谷町議会議長。（拍手）

○議会事務局長（高橋正幸君） おめでとうございます。

遠藤稔雄議員、壇上の前にお進み願います。

〔11番 遠藤稔雄議員登壇〕

○議長（大橋信夫君） 表彰状

宮城県涌谷町議会 遠 藤 稔 雄 殿

あなたは、多年涌谷町議会議員として地方自治の振興発展に寄与され、その功績はまことに顕著であります。よって、ここに表彰します。

平成23年9月28日

涌谷町議会議長。（拍手）

○議会事務局長（高橋正幸君） おめでとうございます。

長崎達雄議員、壇上の前にお進み願います。

〔10番 長崎達雄議員登壇〕

○議長（大橋信夫君） 表彰状

宮城県涌谷町議会 長 崎 達 雄 殿

あなたは、多年涌谷町議会議員として地方自治の振興発展に寄与され、その功績はまことに顕著であります。よって、ここに表彰します。

平成23年9月28日

涌谷町議会議長。（拍手）

○議会事務局長（高橋正幸君） おめでとうございます。

加藤副議長、交代をお願いいたします。

大橋信夫議員に表彰状を贈ります。

○副議長（加藤 紀君） 表彰状

宮城県涌谷町議会 大 橋 信 夫 殿

あなたは、多年涌谷町議会議員として地方自治の振興発展に寄与され、その功績はまことに顕著であります。よって、ここに表彰します。

平成23年9月28日

涌谷町議会。おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（高橋正幸君） どうもおめでとうございます。

以上で表彰伝達を終わります。



◎閉会について

○議長（大橋信夫君） 以上をもって今期第9回涌谷町議会定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

よって、これをもって閉会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

よって、今期第9回涌谷町議会定例会はこれをもって閉会することに決しました。



◎閉会の宣告

○議長（大橋信夫君） これをもって閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後2時38分

以上、会議の経過は事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年 月 日

議 長 大 橋 信 夫

署 名 議 員 安 部 元 彦

署 名 議 員 伊 藤 雅 一